

期日前投票所における
投票管理者のしおり



岩見沢市選挙管理委員会

I. 投票管理者の心がまえ

- (1) 期日前投票所における投票管理者として職務を行っていただきます。
- (2) 当日は、投票開始 15 分前までに職務を行う所定の期日前投票所においでください。

期日前投票所	投票時間
岩見沢市役所 1階 多目的スペース (鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号)	午前 8 時 30 分～午後 8 時
岩見沢市役所北村支所 1階 会議室 (北村赤川 593 番地 1)	午前 9 時～午後 5 時 30 分
岩見沢市役所栗沢支所 2階 会議室 (栗沢町東本町 21 番地)	
岩見沢市役所幌向出張所 ほっとかんロビー (幌向南 1 条 1 丁目 70 番地 5)	
岩見沢市立教育研究所 小会議室 (緑が丘 2 丁目 34 番地 1 北海道教育大学岩見沢校キャンパス内)	
岩見沢複合駅舎 2階 市民ギャラリー (有明町南 1 番地)	午前 9 時～午後 8 時
移動期日前投票所(バス) 集合:岩見沢市役所 午前 8 時	午前 9 時～午後 5 時

- (3) 急病その他やむを得ない事故により期日前投票所においてにれないときは、速やかに岩見沢市選挙管理委員会事務局(電話 0126-35-4870:直通)まで連絡してください。
- (4) 投票管理者は、投票立会人の立会いのもとに、投票事務を公正的確に処理し、選挙人が自由な意思によって投票できるよう、次の事項に十分注意してください。
 - ① 投票事務の管理、執行に当たっては、投票の秘密保持には特に配慮してください。
 - ② 性同一性障害等の様々な方がいることを考慮して、選挙人の人権には十分配慮してください。
 - ③ 投票管理者には守秘義務がありますので、投票事務の管理、執行の際に知った事項は、選挙後においても一切漏らしてはなりません。
 - ④ 投票事務は、限られた時間内に公正的確に判断し処理しなければなりませんので、事務処理上、疑わしい点については、自分の考えだけで処理せず、選挙管理委員会事務局に問い合わせるなど、適時適切な処理をしてください。
- (5) 投票管理者は、その職に就任したときから職務が完了するまでの間、その関係区域内において選挙運動をすることが禁止されますから十分注意してください。
- (6) 投票所内では、私用の携帯電話のご使用や私語はお控えください。
- (7) 服装については、決まりはありませんが華美な服装はお避けください。ノーネクタイでも大丈夫です。

II. 持参いただくもの

- (1) 選任書(岩見沢市選挙管理委員会からお送りする書類)
- (2) 印鑑(みとめ印で構いません。シャチハタ不可)
- (3) 昼食

III. 投票管理者の主な事務

- (1) 午前 8 時 30 分(市役所以外は午前 9 時)になりましたら、投票を開始する旨を来所している選挙人に知らせてください。
- (2) 【初日のみ】最初の選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認を投票立会人の立会いのもとに投票所内にいる選挙人の前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示してから、投票投入口の蓋でない方の 2 か所に施錠してください。
※期日前投票開始日は、最初の選挙人が投票するまで投票箱は施錠をしない状態となります。
- (3) 投票箱の投票投入口の開錠
【2日目以降】期日前投票を開始する前に、投票立会人の立会いのもと、投票箱の投票投入口を開錠し、職員に保管を依頼してください。
- (4) 投票所の秩序の保持に努めてください。
投票所内には、選挙人、投票事務従事者、投票所を監視する職権を有する者及び警察官以外の者の入場は原則として禁じられていますが、選挙人の同伴する 18 歳未満の者や体の不自由な選挙人を常時介護している者等については、投票の秘密保持及び投票所の秩序保持が保たれる限り入場を認めて差し支えありません。
※投票の秘密保持の観点から同伴者が投票についての指示を与えることの無いよう注意願います。
- (5) 事務従事者の中から投票立会人の意見を聞いて、代理投票の補助者 2 人をその承認を得て、あらかじめ選任しておいてください。
- (6) 点字投票、代理投票、船員の投票、仮投票等の申請、申立て等を受けますが、これらの特殊な投票の事務処理については、職員に引き継いでください。
- (7) 投票の終了後は、投票箱の蓋を閉ざし施錠し、職員にかぎの保管を依頼してください。
- (8) 投票時間終了後に職員が作成する投票録を確認し、必ず署名(自書)、押印(捨印)すること。